



PORSCHE

# ポルシェクラブ北海道

## 規 約

P C H K



第 1 章 総 則	第 1 条	名 称	· · · · ·	②
	第 2 条	事務局		
	第 3 条	本 部		
第 2 章 目的及び事業	第 4 条	目 的		
第 3 章 会 員	第 5 条	会 員	· · · · ·	③
	第 6 条	会員の遵守事項	· · · · ·	④
	第 7 条	入 会		
	第 8 条	会員資格の更新・変更		
	第 9 条	休 会	· · · · ·	⑤
	第 10 条	退 会	· · · · ·	⑥
	第 11 条	会 費	· · · · ·	⑦
第 4 章 役員および理事会	第 12 条	役 員		
	第 13 条	理 事	· · · · ·	⑧
	第 14 条	監 事		
	第 15 条	理 事 会		
	第 16 条	業務の決定	· · · · ·	⑨
	第 17 条	助言、顧問および相談役		
	第 18 条	理事会議事録	· · · · ·	⑩
第 5 章 総 会	第 19 条	年次総会		
	第 20 条	特別総会	· · · · ·	⑪
	第 21 条	総会議事録		
第 6 章 会 計	第 22 条	資金の管理		
	第 23 条	経費の支弁		
	第 24 条	予 算		
	第 25 条	決 算		
	第 26 条	会計年度	· · · · ·	⑫
第 7 章 賞 罰	第 27 条	表 彰		
	第 28 条	資格停止、除名		
第 8 章 商標権等	第 29 条	商標権		
	第 30 条	クラブグッズ		
	第 31 条	イベント開催	· · · · ·	⑬
第 9 章 規約改正	第 32 条	規約改正		
第 10 章 補 則	第 33 条	緊急措置		
	第 34 条	書類・帳簿		
	第 35 条	慶弔規定	· · · · ·	⑭
	第 36 条	運営委員会		
	第 37 条	施行細則、規程		
	第 38 条	ポルシェクラブカード		
細 则			· · · · ·	⑮
付 则				⑯

## 第1章 総 則

### (名 称)

第 1 条 このクラブは、"ポルシェクラブ北海道"と称する。  
(英語名 Porsche Club Hokkaido・略称 PCHK)  
(以下、「このクラブ」という。)

### (事務局)

第 2 条 このクラブは、事務局をポルシェセンター札幌内に置く。

### (本 部)

第 3 条 このクラブは、1987年4月1日に世界のポルシェクラブの1つとして  
ポルシェ社（ドイツ）に登録されている"ポルシェクラブ"（ポルシェ  
クラブジャパン株式会社）を本部とする。  
2 このクラブは、"ポルシェクラブ（以下、「本部」という。）の北海道  
支部として、他の支部との親睦を図りながら、活動をするものとする。

## 第2章 目的および事業

### (目 的)

第 4 条 このクラブは、下記の事項の促進を目的とする。  
( 1 ) ポルシェ哲学およびポルシェ文化の普及  
( 2 ) ポルシェを通じての会員相互の親睦  
( 3 ) モータリングおよびモータースポーツに対する興味の喚起  
( 4 ) 自動車に対する情報、アドバイス、その他の援助の提供  
( 5 ) モータリングおよび自動車に関する国内の法律や規則を遵守する  
為の指導、ならびに監視  
( 6 ) 各種モータースポーツ行事の開催  
( 7 ) 旅行、講習、社会的その他行事の開催  
( 8 ) ポルシェ社、ポルシェジャパン株式会社およびそのディーラー  
またはその他機関との協力、友好関係の発展、維持  
2 このクラブに関連しない特定の機関、団体、商品等の宣伝および  
その他の営利を目的とする行為は行わない。

### 第3章 会 員

#### (会 員)

第 5 条 このクラブの会員は、正会員および準会員とする。

2 このクラブの正会員は、次の要件を満たす者でなければならない。

( 1 ) 原則として北海道在住の年齢 20 才以上の健全なる男女であること

( 2 ) ポルシェオーナーであること（ポルシェオーナーとは、車両名義人およびその家族ならびに法人名義の車両の場合における当該車両の個人利用者をいう）

( 3 ) 本部の正会員であること

3 このクラブの正会員資格は、第 7 条に従って入会した時から、入会した年度末までとするが、次年度以降も更新継続することができる。

4 正会員が本条 2 項 2 号に規定するポルシェオーナーでなくなった時は、正会員資格を失うが、当該会員が将来、再び本条 2 項 2 号に規定するポルシェオーナーになる意思を有する場合に限り、準会員としてこのクラブにとどまることができる。

5 準会員資格は、正会員が本条 2 項 2 号に規定するポルシェオーナーでなくなった時から、翌年度末までとする。

6 準会員が再び本条 2 項 2 号に規定するポルシェオーナーになった時は、その時点から再び正会員となる。

7 このクラブの会員の会員資格に変更があった時は、本部の会員資格についても同様の変更があったものとする。

8 正会員は、このクラブの次年度総会および特別総会に出席し、議決に参加することができる。

9 会員は、このクラブの目的に従って、各種特典を受けることができる。

10 会員は、このクラブのカーバッジ等の貸与を受けることができる。

11 準会員は、このクラブの年次総会および特別総会に出席することはできない。

12 このクラブの役員が準会員になった時、あるいは準会員がこのクラブの役員に就任した時は、当該役員は、前項の規定にかかわらず、このクラブの年次総会あるいは特別総会に出席して役員として意見を述べることができるが、議決に参加することはできない。

13 このクラブに終身会員および名誉会員をおく。

( 1 ) 前項に関する処遇規則は、別に定める

14 終身会員は、15 年以上本クラブ会員であって、満 80 歳以上に達した会員から理事会推薦を経て総会の議決をもって選出する。名誉会員は、内外人を問わず当クラブに顕著な功労のあった者から理事会の推薦を経て総会の議決をもって選出する。

### (会員の厳守事項)

第 6 条 会員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ( 1 ) 会員は、このクラブに関連しない特定の機関、団体、商品等の宣伝にこのクラブの活動を利用してはならない。
- ( 2 ) 会員は、理由なく会員の氏名、住所および肖像をこのクラブの会員以外の第三者に公表してはならない。
- ( 3 ) 会員は、このクラブの名簿を営利を目的とする行為に利用したり、またはこのクラブの会員以外の第三者に利用させてはならない。

### (入会)

第 7 条 このクラブへの入会申込みは、クラブ事務局を通じて行うものとする。

- 2 このクラブの入会を希望する者は、支部事務局に車検証等を提示して、第5条2項2号に規定するポルシェオーナーであることを示さなければならない。
- 3 前項に定める呈示等がない場合においても、支部事務局は、相当と認められる方法で、入会希望者を第5条2項2号に規定するポルシェオーナーと認めることができる。
- 4 このクラブへの入会は、表明確約書を提出し理事会の承認を得なければならない。
- 5 クラブ事務局から入会承認の通知を受けた者は、承認を受けた日から1ヶ月以内に第11号1項ならびに2項に規定する入会金および年会費を納入するものとし、その納入のあった日からこのクラブの会員となる。なお、納入期限までに入会金および年会費を納入しない場合は、入会承認は取消されるものとする。
- 6 このクラブの会員資格を取得すると、同時に本部である”ポルシェクラブ”的会員資格も取得したことになる。
- 7 クラブ事務局は、新しく入会した会員の本部への入会申込みを速やかに行なうものとする。
- 8 資格停止または除名になった者は、このクラブに再入会することができない。

### (会員資格の更新・変更)

第 8 条 このクラブの会員資格更新を希望する会員（以下更新希望者という）は、毎年3月1日から3月31日までに会員資格更新手続きを行わなければならない。

- 2 更新希望者は、クラブ事務局に車検証等を提示して、第5条2項2号に定義するポルシェオーナーであることを示さなければならない。

- 3 クラブ事務局は、前項に定める表示等がない場合においても、相当と認める方法で、更新希望者を第5条2項2号に定義するポルシェオーナーと認めることができる。
- 4 会員が死亡したとき、あるいは会員資格更新時には、第5条2項2号に規定するポルシェオーナーの範囲内で会員名義を変更することができる。
- 5 クラブ事務局は、正会員が第5条2項2号に定義するポルシェオーナーでなくなったときは、速やかに当該会員のこのクラブからの退会手続きをとらなければならない。
- 6 クラブ事務局は、第5条2項2号に定義するポルシェオーナーでなくなった正会員が、将来、再び第5条2項2号に定義するポルシェオーナーになる意思を有する場合に限り、前項の規定にかかわらず、当該会員の会員資格を準会員に変更することができる。
- 7 クラブ事務局は、準会員に将来、再び第5条2項2号に定義するポルシェオーナーになる意思がなくなったとき、および当該会員が第5条2項2号に定義するポルシェオーナーでなくなった時の翌年3月31日になっても第5条2項2号に定義するポルシェオーナーになっていないときは、速やかに当該会員のこのクラブからの退会手続きをとらなければならない。
- 8 クラブ事務局は、準会員が再び第5条2項2号に規定するポルシェオーナーになったときは、本条2項あるいは3項に準ずる手続きにより、その時点から当該会員の会員資格を再び正会員に変更しなければならない。
- 9 クラブ事務局は、本条2項に定める表示等がないため、正会員としての更新が認められない場合においても、更新希望者の意思に反しない限り、当該会員の会員資格を準会員として更新することができる。
- 10 更新希望者は、会員資格更新手続き期間内に第11条2項に規定する翌年の年会費を納入しなければならない。
- 11 クラブ事務局は、毎年4月1日から4月30日までの間に、その年の4月1日現在のこのクラブの正会員あるいは準会員を、それぞれ本部の正会員あるいは準会員として会員資格の更新を行うものとする。

#### (休 会)

第 9 条 会員が一時的に1年以上にわたって国内外転勤あるいは病気入院等の事由で休会を希望するとき、もしくは理事会において休会に相当する理由が認められるときは、クラブ事務局に文章で願い出て、理事会の承認を得て休会することができる。

- 2 会員は、休会するときはカーバッジ等貸与された物品を速やかにクラブ事務局に返却しなければならない。
- 3 クラブ事務局は、会員が休会している間、その会員のカーバッジ等貸与された物品を保管するものとする。
- 4 会員は、このクラブを休会するとき、同時に本部も休会することになる。
- 5 クラブ事務局は、休会した会員の本部の手続きを速やかに行うものとする。
- 6 休会している会員が復会を希望するときは、クラブ事務局に文章で願い出て、理事会の承認を得なければならない。
- 7 クラブ事務局から復会承認の通知を受けた者は、承認を受けた日から1ヶ月以内に第11条2項に規定する復会しようとする年の年会費を納入するものとし、その納入のあった日からこのクラブの会員として復会できる。なお、納入期限までに年会費を納入しない場合は、復会承認は取消されるものとする。
- 8 クラブ事務局は、会員が復会した時、クラブ事務局で保管していたカーバッジ等貸与された物品を、その会員へ返還するものとする。
- 9 休会していた会員は、このクラブへ復会したとき、同時に本部へも復会したことになる。
- 10 クラブ事務局は、復会した会員の本部の復会手続きを速やかに行うものとする。
- 11 理事会において休会の理由が認められた場合は、1年を超えて休会することができる。

#### (退会)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至った時は退会となる。

- (1) 死亡したとき
- (2) ポルシェオーナーでなくなったとき、および準会員に将来、再び第5条2項2号に規定するポルシェオーナーになる意思がなくなったとき、あるいは準会員が第5条2項2号に規定するポルシェオーナーでなくなったときの翌年3月31日になっても第5条2項2号に規定するポルシェオーナーになっていないとき
- (3) クラブ事務局に文章で退会を願い出て、理事会の承認があったとき
- (4) このクラブあるいは本部から除名の処分を受けたとき

- 2 会員は、このクラブを退会するとき、同時に本部も退会し、本部の会員資格を失う。
- 3 会員は、退会するときカーバッジ等貸与された物品を速やかにクラブ事務局に返却しなければならない。

- 4 クラブ事務局は、退会した会員の本部への退会手続きを速やかに行うものとする。
- 5 クラブ事務局は、退会した会員のカーバッジ等貸与された物品を速やかに本部の事務局に返却するものとする。

(会 費)

第 11 条 このクラブの入会金は、¥ 30, 000 円とする。

- 2 このクラブの正会員および準会員の年会費は、¥ 30, 000 円とする。
- 3 入会した年の年会費は、会員となった月を含めその年度の 3 月までを月割計算するものとする。
- 4 休会していた会員が復会した年の年会費は、復会した月を含めその年度の 3 月までを月割計算するものとする。
- 5 会員資格更新手続き期間内に年会費を納入しない者は、会員資格を喪失する。
- 6 納入された入会金あるいは年会費は、いかなる場合も返還されない。
- 7 クラブ事務局は、新入会員があったときは、本部規約が規定するその会員についての本部入会金および本部年会費を速やかに本部事務局に納入するものとする。
- 8 クラブ事務局は、休会していた会員が復会したときは、本部規約が規定する復会した会員についての本部年会費を速やかに本部事務局に納入するものとする。
- 9 クラブ事務局は、毎年 4 月 30 日までに、¥ 5, 000 円に同年 4 月 1 日現在の会員数（休会中の会員数を除く）を乗じた金額を同年度の本部の年会費として、本部事務局へ納入するものとする。

#### 第 4 章 役 員

(役 員)

第 12 条 このクラブに次の役員を置く。

( 1 ) 理事 若干名

( 2 ) 監事 2 名以下

- 2 会長（1 名）、副会長（2 名以下）は、理事会が理事の中から候補者を選出し、総会の承認（出席者の過半数）を得て就任する。
- 3 会長あるいは副会長は、理事の職を退いたときは、その職を失うものとする。
- 4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、副会長ないしは理事が臨時会長代行として会長の職務を行う。
- 5 理事会は、会長あるいは副会長が辞任その他の事由で欠けたときは、速やかに会長代行あるいは副会長代行を理事の中から選出する。

- 6 会長代行あるいは副会長代行は、次の総会で承認（出席者の過半数）を得てから、それぞれ会長あるいは副会長に就任する。
- 7 会長あるいは副会長の任期は1年（選任された総会から次の年次総会まで）とする。ただし、任期途中で交代したときは、前任者の在任期間とする。
- 8 会長および副会長は、再任されることはできる。
- 9 役員が任期中に辞任する場合は、辞任届を事務局に提出し理事会の承認を得て辞任となる。

（理 事）

第 13 条 理事は、会長が会員の中から候補者を選任し、総会の承認（出席者の過半数）を得て就任する。

- 2 理事は、このクラブの会員の資格を失ったときは、辞任するものとする。
- 3 会長は、理事が辞任その他の事由で欠けたときは、直ちに理事代行を会員の中から選出する。
- 4 理事代行は、次の総会で承認（出席者の過半数）を得て理事に就任する。
- 5 理事の任期は2年（選任された総会から満2年後の総会まで）とする。ただし、任期途中で交代した時は、前任者の在任期間とする。
- 6 理事は、再任されることはできる。

（監 事）

第 14 条 監事（2名以下）は、理事会が理事以外のこのクラブの会員の中から候補者を選出し、総会の承認（出席者の過半数）を得て就任する。

- 2 監事は、このクラブの会員の資格を失ったときは、辞任するものとする。
- 3 理事会は、監事が辞任その他の事由で欠けたときは、直ちに幹事代行をこのクラブの理事以外の会員の中から選出する。
- 4 監事代行は、次の総会で承認（出席者の過半数）を得て監事に就任する。
- 5 監事の任期は2年（選任された総会から満2年後の総会まで）とする。ただし、任期途中で交代したときは、前任者の在任期間とする。
- 6 監事は、再任されることはできる。
- 7 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
  - ( 1 ) このクラブの財産の状況を監査すること
  - ( 2 ) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - ( 3 ) このクラブの財産の状況または理事の業務の執行の状況を監査した結果を年次総会で報告すること
  - ( 4 ) 緊急を要するとき、理事会に対して特別総会の招集を請求し、前号の報告を特別総会で行うこと
  - ( 5 ) このクラブの財産の状況または理事の業務の執行の状況について、理事会で意見を述べること

### (理 事 会)

第 15 条 このクラブに、理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 理事会は、会長が招集する。
- 4 会長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から、会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から 1 カ月以内にこれを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を、書面等により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 15 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。
- 7 理事会の議長は、会長がこれを務める。
- 8 会長は、会議に先立って、出席している理事の中から 1 名を指名して、この理事会に議長を務めさせることができる。
- 9 議長は、議決に参加することができる。
- 10 理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事が出席しなければ、会議を開き議決をすることができない。
- 11 前項の場合において、会議に付議される事項について書面等をもってあらかじめ意思を表示し、他の理事に議決権を委任した理事は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除き出席者の過半数で決する。
- 13 会長は、理事会の中にクラブの業務に応じた委員会を設け、担当理事を置くことができる。

### (業務の決定)

第 16 条 このクラブの業務は、理事会で決定する。

- 2 このクラブは、本部で決定された方向で総会が決定した方針に従い、理事会の権限と責任のもとに運営される。

### (助言、顧問および相談役)

第 17 条 理事会は、必要に応じてポルシェ社、ポルシェジャパン株式会社あるいはポルシェセンター札幌から顧問を任命し、理事会で参考意見を陳述させることができる。

- 2 理事会は、弁護士等法律に関する専門家を法制顧問として任命し、法律に関する問題あるいは規約、規程および細則の制定ならびに改正等について意見を求めることができる。

3 理事会は、必要に応じて会員の中から相談役を任命し、理事会で参考意見を陳述させることができる。

(理事会議事録)

第 18 条 議長は、理事会の開催の場所および日時ならびに審議事項および決議事項について、会議終了後 30 日以内に理事会議事録を作成しなければならない。

2 議長は、理事会議事録確認者を会議出席者（委任状による出席者を除く）の中から 2 名選出し、理事会議事録を確認させ、それに署名押印させなければならない。

3 議長は、理事会議事録確認者が理事会議事録に理事会の議事が正しく記録されていないと認めたときは、改めて理事会を開き議事の確認をしなければならない。

## 第 5 章 総 会

(年次総会)

第 19 条 理事会は、年次総会を毎年度 6 月末日までに招集し、下記の事項を付議する。

( 1 ) 会長、副会長、理事および監事の選任

( 2 ) 前年度活動報告

( 3 ) 前年度決算報告

( 4 ) 次年度活動報告

( 5 ) 次年度予算

( 6 ) その他の事項

2 年次総会を招集するには、各正会員に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を、書面等により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の 15 日前までに発しなければならない。ただし緊急を要する場合はこの限りではない。

4 年次総会の議長は、会長がこれを務める。

5 会長は、会議に先立って出席している正会員の中から 1 名を指名して、この正会員に議長を務めさせることができる。

6 議長は、決議に参加することができる。

7 年次総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の正会員が出席しなければ、会議を開き決議をすることができない。

8 前項の場合において、会議に付議される事項については書面等をもってあらかじめ意思を表示し、他の正会員に議決権の委任をした正会員は出席者とみなす。

9 年次総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数で決する。

(特別総会)

第 20 条 理事会は、必要に応じて特別総会を招集することができる。

2 特別総会の招集の手続き及び議決の方法は、年次総会と同様とする。

(総会議事録)

第 21 条 議長は、年次総会あるいは特別総会の開催の場所および日時ならびに審議事項および決議事項について、会議終了後 30 日以内に総会議事録を作成しなければならない。

2 議長は、総会議事録確認者を会議出席者（委任状による出席者を除く）の中から 2 名選出し、総会議事録を確認させ、それに署名押印させなければならない。

3 議長は、総会議事録確認者が総会議事録に総会の議事が正しく記録されてないと認めたときは、改めて総会を開き議事の確認をしなければならない。

## 第 6 章 会 計

(資金の管理)

第 22 条 このクラブのすべての資金は、このクラブの資金であることを明示して銀行に預金し財務担当理事が管理する。

(経費の支弁)

第 23 条 このクラブの運営に要する費用は、入会金、年会費および預金利息ならびに寄付あるいは援助金をもって支弁する。

(予 算)

第 24 条 このクラブの予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の承認（出席者の 3 分の 2 以上）を得たうえで年次総会で承認を得なければならない。

2 前項の承認された予算に重要な変更を加えるときは、理事会の承認（出席者の 3 分の 2 以上）を得たうえで、特別総会を招集して承認を得なければならない。

(決 算)

第 25 条 このクラブの決算を毎会計年度終了後 2 カ月以内に完了し、監事の意見を求めるなければならない。

2 会長は、このクラブの決算を毎会計年度終了後 4 カ月以内に、監事の意見を付して年次総会で報告し、正会員の意見を求めるなければならない。

(会計年度)

第 26 条 このクラブの会計年度は、1月1日に始まり12月31日に終わるものとする。

第7章 賞 罰

(表 彰)

第 27 条 理事会は、このクラブのために特別の功労のある正会員を表彰することができる。

2 前項の表彰については、規程で定める。

(資格停止、除名)

第 28 条 理事会は、このクラブの目的に反する行為、このクラブおよびこのクラブの会員への誹謗中傷および暴言または暴力等、名誉を著しく傷つける行為あるいはこのクラブの秩序を著しく乱す行為があった会員を、臨時総会での3/4以上の決議にて資格停止あるいは除名することができる。

2 このクラブから資格停止あるいは除名された会員は、本部からも同時に資格停止あるいは除名されたものとする。

3 本部から資格停止あるいは除名された会員は、このクラブからも同時に資格停止あるいは除名されたものとする。

第8章 商 標 登 錄

(商 標 権)

第 29 条 このクラブが、その活動のためにあるいはその他必要に応じて使用するポルシェの商標等は、ポルシェジャパン株式会社を通じてその商標権等を有する者から、商標等の使用について許諾を受けるものとする。

2 このクラブは、前項の許諾に従ってクラブの会章、会員章、その他独自のマーク類を定め、使用することができる。

3 前2項に定める商標、会章、その他マーク類はポルシェジャパン株式会社の指導に従って、これを行わなければならない。

(クラブグッズ)

第 30 条 このクラブは、このクラブの名称、マークその他ポルシェの商標等を付した製品（クラブグッズ）を前条の規定に従って製作することができる。

2 このクラブが独自にこのクラブの名称、マークその他ポルシェの商標を付した製品（クラブグッズ）を製作しようとする時は、本部理事会の承認を得なければならない。

(イベント開催)

第 31 条 このクラブが行う各種イベント開催に伴う諸権利は、このクラブが保有する。

- 2 このクラブが行う各種イベントを取材・撮影したり、それを報道・放映あるいは出版しようとするものは、理事会の承認を得なければならない。
- 3 このクラブが行う各種イベントを、このクラブの会員は個人で楽しむ目的で撮影する事ができるが、それを報道・放映あるいは出版しようとする時は、理事会の承認を得なければならない。
- 4 本部が行う各種イベント開催に伴う諸権利は、本部が保有する。
- 5 本部が行う各種イベント取材・撮影したり、それを報道・放映あるいは出版しようとするものは、本部理事会の承認を得なければならない。
- 6 本部が行う各種イベントを、当該支部の会員は個人で楽しむ目的で撮影する事ができるが、それを報道・放映あるいは出版しようとするときは、本部理事会の承認を得なければならない。

第 9 章 規 約 改 正

(規 約 改 正)

第 32 条 この規約を改正しようとするときは、理事会の承認（出席者の 3 分の 2 以上の賛成）および総会の承認（出席者の 3 分の 2 以上の賛成）を要する。

第 10 章 補 則

(緊 急 措 置)

第 33 条 この規約に規定していない事項が生じた場合で、緊急に判断あるいは処置しなければならないときは、会長もしくは理事会がその責任において対処し、後日、理事会もしくは総会に報告し承認を求めるものとする。

(書類・帳簿)

第 34 条 このクラブは、次の各号に掲げる書類および帳簿を常に事務局にて備えておかなければならない。

- ( 1 ) 規約
- ( 2 ) 役員および会員（正会員・準会員）の名簿
- ( 3 ) 収入および支出に関する帳簿および証憑書類
- ( 4 ) 理事会議事録
- ( 5 ) 総会議事録
- ( 6 ) その他必要な書類および帳簿

#### (慶弔規定)

第 35 条 会員本人が結婚し慶弔事届を提出した場合には、祝電を贈る。

2 会員本人の死亡及び家族の死亡で、慶弔事届を提出した場合には、香料を送る。

( 1 ) 本人死亡の場合 20,000円及び弔電

( 2 ) 配偶者・同居の1親等死亡の場合 10,000円及び弔電

( 3 ) その他特別な場合として、会長及び役員が協議した上で搬出することがある。

#### (運営委員会)

第 36 条 年間クラブ行事を円滑に遂行するために、理事会は必要に応じ運営委員を指名することができる。

2 理事会に運営委員を加え、これを運営委員会と呼びクラブ行事運営に当たる。

3 運営委員の資格は、当クラブの正会員でありクラブ行事運営に協力的であること。

4 クラブ行事遂行に当たり、運営委員会内における議決権は理事会構成員に準ずる。

5 運営委員の任期は、理事会役員の任期内において理事会指名期間を原則とする。

#### (施行細則・規程)

第 37 条 この規約についての細則、その他このクラブの運営に関し必要な規程は、理事会が定める。

#### (ポルシェクラブカード)

第 38 条 会員は、理事会においてやむを得ない事情があると認められる場合を除き、ポルシェクラブカード（クレジットカード）への入会を原則とする。

会費、行事費用その他クラブへの支払いは、このカードにより決済ができる。

## ポルシェクラブ北海道支部細則

### (目的)

第 1 条 本運営細則は、支部の運営に必要な事務処理等に関する合理化と適正化を図ることを目的とする。

### (旅費払い)

第 2 条 このクラブの運営に必要とされる業務に対する旅費の支払いは次の通りとする。

- ( 1 ) 全国総会、理事会への出席のための旅費
- ( 2 ) 宿泊を伴う業務は、理事 2 名を上限として宿泊費の 1 / 2 及び旅費。出席者 3 名以上となる場合は、上記金額を出席者人数で等分する。
- ( 3 ) 本クラブ行事への講師及び招待者
- ( 4 ) ツーリング企画においての現地調査及びそれに伴う宿泊のための経費については、10,000 円を限度。
- ( 5 ) その他会長もしくは理事会において必要と認めた場合。

### (旅費対象)

第 3 条 細則第 2 条に定める旅費対象の定義は次の通りとする。

原則として自宅の最寄りから対象会議等の開催地の最寄り駅までの往復運賃（運賃・普通車指定特急または割引航空運賃）とする。また特別な場合を除いてタクシー利用費用、鉄道各社グリーン料金、並びに航空各社エコノミー席以外の利用による追加料金は認めない。

2 新幹線あるいは航空券等の選択は、時間的・経済的に合理的な交通手段とする。

### (終身会員・名誉会員待遇)

第 4 条 規約第 5 条による終身会員は、本クラブ及び本部に正会員として登録し、年会費についてはこれを免除するものとする。

2 規約第 5 条による名誉会員は、本クラブの名誉会員として登録するものとする。

## 付 則

第 1 条 この規約は、2024年4月1日から施行する。（新規制定）